

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年5月24日

北陸地方整備局

湯沢砂防事務所長 鈴木 啓介

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

大源太仮栈橋撤去工事（以下「本工事」という。）は、北陸地方整備局湯沢砂防事務所が管理する大源太仮栈橋等（以下「当該設備」という。）の撤去を施工するものであり、参加者の有無を確認する公募手続を試行するものである。

本工事の施工にあたっては、当該設備の一部の構造体を撤去する場合であっても当該設備全体の構造及び構成を熟知していることが必要である。また本工事の施工中に新たな対策が必要となった場合には、実施する対策が当該設備全体に及ぼす影響の評価、原因の究明、対策の検討及び実施を発注者が指示する場合がある。

したがって、当該設備が、新設した施工業者の施工条件や特殊な施工方法・手順により鋼材加工・組み立てたものであることを踏まえ、新設時施工業者を本工事の特定法人等としている。

本公示は、特定法人等以外に下記の応募要件を満たし、本工事の契約を希望する者の有無を確認することを目的として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合にあつては、当該者との契約手続に移行する。

また、応募要件を満たすと認められる者が複数者いる場合にあつては、一般競争入札（総合評価落札方式）にて調達を実施する予定である。

なお、必要により参加意思確認書の内容を確認する調査又はヒアリングを実施する場合がある。

2 工事概要

- (1) 工事名 大源太仮栈橋撤去工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽地先
- (3) 工事内容 既設の大源太仮栈橋等に係る撤去工事を行う。

なお詳細は「工事説明書」を参照すること。

3 工事の実施形態

- ① 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- ② 本工事は、見積書の提出を電子入札システムで行う対象工事である。
- ③ 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工

事である。

- ④ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑤ 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
- ⑥ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより週休2日の達成を前提とした試行工事（発注者指定方式）である。
- ⑦ 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、新技術活用の促進を図るため、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
- ⑧ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- ⑨ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- ⑩ 本工事は、当該工事の詳細設計業務（別途発注）で設置する設計連携会議に受注者も参加し、より施工性を考慮した詳細設計成果を得ることで、効率的に工事を進める「設計・工事連携型」工事の試行工事である。

4 応募要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決算」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和3・4年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、(3)の要件を満たしていること。
- (6) 平成18年度以降に元請けとして完成した工事で、所定の要件を満たす工事の施工実績を有すること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。詳細は工事説明書による。
- (7) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (8) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに

限る。

- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
ただし、配置予定の主任（監理）技術者は、現場施工期間中に専任又は建設業法第26条第3項ただし書の規定の運用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）を配置できること。
- ① 所定の資格又は実務経験を有すること。
 - ② 平成18年度以降に、元請けとして完成した所定の要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記(6)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。元請けとして完成した上記(6)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も含むものとする。詳細は工事説明書による。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。
- (10) 公示日から見積合わせまでの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 2. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記5. (3)1)の参加意思確認書の提出期限日までの期間が1年を経過していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）
- (13) 参加意思確認書を提出しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと（工事説明書参照）。
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 工事説明書の交付を直接受けた者であること。

5. 応募手続等

(1) 担当部局

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 23

北陸地方整備局湯沢砂防事務所建設専門官

電話 025-784-2263 (代表) 内線 401

F A X 025-784-1729

(2) 工事説明書等の交付期間

工事説明書等(文書類、数量総括表、図面、申請様式等)の交付を希望する場合は、下記 1)に電話又は電送により申し込むこと。ただし、電送による場合は着信確認を行うこと。

1) 交付場所：北陸地方整備局湯沢砂防事務所建設専門官

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 23

電話 025-784-2263 FAX 025-784-1729

2) 交付期間：令和3年5月24日(月)から令和3年6月8日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

3) 交付方法：上記 2)の期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記 1)へ郵送または託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する(窓口交付は行わない)。

(3) 参加意思確認書の作成及び提出方法

参加意思確認書は、工事説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、次の期間内に必着で、受付場所に1部郵送(書留郵便等)又は託送(書留郵便と同等のもの)するものとする。

受付期間：令和3年5月25日(火)から令和3年6月9日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

受付場所：北陸地方整備局湯沢砂防事務所建設専門官

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 23

電話 025-784-2263 (代表) 内線 401

6. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店日本銀行新潟支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁北陸地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁北陸地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正とされた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(4) 配置予定監理技術者等の確認

見積書の提出後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反又は特例監理技術者の要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(5) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払」方式を採用する。

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(8) 詳細は工事説明書による。

以上